

IoTコーディネータ派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）が行うIoTコーディネータ派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 IoTコーディネータ派遣事業は、中小企業者等が抱える種々の課題（工場の自動化・生産性向上・人手不足解消・機械故障の予知保全等）に対して、民間のIoTコーディネータを派遣してAI・IoT等の導入・デジタル化に関する助言を行うことにより解決を図り、もって中小企業者等の持続可能な発展及び成長を促進することを目的とする。

(支援対象企業)

第3条 IoTコーディネータ派遣事業において支援の対象とするものは、新潟県内に事業所を有し中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業者および創業者（以下「中小企業者等」という。）のうち次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) AI・IoT等の導入・デジタル化により経営の向上を目指す意欲のあるもの
- (2) 経営の向上に関する目的又は目標が明確であるもの
- (3) IoTコーディネータ派遣事業により、支援の効果が期待できる状況であると判断されるもの

(IoTコーディネータの募集及び登録)

第4条 機構は、この事業を実施するため、AI・IoT等の導入・デジタル化支援の実務経験者等のIoTコーディネータを募集し、審査の上、登録をするものとする。

2 前項のIoTコーディネータは、次に掲げる者とする。ただし、機構が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 機構が実施するIoTコーディネータ育成研修（研修2）を修了した者
- (2) ITコーディネータの資格を有し、AI・IoT等の導入支援の実績を有する者
- (3) 中小企業診断士その他の公的資格を有し、AI・IoT等の導入支援の実績を有する者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学の教授、准教授、講師の職にある者その他これらの職に準ずる職にある者であって、AI・IoT等の導入支援の実績を有する者
- (5) 外部（自己の所属する事業所等以外）への中小企業等に対する専門分野の診断及びコンサルティングに関して実績を有する者であって、AI・IoT等の導入支援の実績を有する者
- (6) (1)から(5)のIoTコーディネータ等を雇用する法人

3 前項(6)に該当し、登録を行おうとする法人は、申請時にIoTコーディネータ（派遣時にIoTコーディネータとして支援を行う予定の社員等）の名簿を提出しなければならない。なお、その者は前項(1)から(5)のいずれかに該当しなければならない。

4 登録を受けようとするIoTコーディネータは「IoTコーディネータ登録申請書」によ

り申請をするものとする。

- 5 第1項の審査に当たっては、機構の審査を経るものとし、必要に応じて申請者を面接することができる。
- 6 登録を行うに当たっては、当該登録を受けようとするIoTコーディネータから、IoTコーディネータ派遣事業に係る責任関係等について「IoTコーディネータ登録誓約書」による誓約を得なければならない。
- 7 登録を受けたIoTコーディネータについては、名簿を作成し、機構のホームページに掲載する等のIoTコーディネータを選択する際の利便を図る措置を講じるものとする。

(IoTコーディネータ登録の期間、更新手続及び登録の抹消)

第5条 登録期間は、4月1日（4月2日以降に登録をした場合には、当該登録の日）から当該年度の3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、IoTコーディネータから登録解除の意思が表明されない限り、登録期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。但し、登録は当該事業の予算が成立している年度に限る。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、IoTコーディネータの登録を取り消すこと、また更新を拒否することができるものとする。
 - (1) 第8条第2項の派遣IoTコーディネータの制限に該当する場合
 - (2) 第15条の派遣IoTコーディネータの義務に違反した場合
 - (3) 虚偽の登録・更新の申請をした場合
 - (4) この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (5) 長期間にわたり、一度も派遣実績がなかった場合
 - (6) この要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
 - (7) 精神又は身体に著しい障害があるため、IoTコーディネータとしての業務遂行能力を欠くに至ったと認められる場合
 - (8) 社会的信用を失墜した場合
 - (9) その他機構がIoTコーディネータとして不適格と認めた場合

- 4 前項の規定によりIoTコーディネータの登録を取り消すときは「IoTコーディネータ登録抹消通知書」により通知するものとする。また、登録を拒否する場合は「IoTコーディネータ登録不採択通知書」により通知するものとする。

(IoTコーディネータの派遣要請)

第6条 IoTコーディネータの派遣を申請しようとする中小企業者等は、「IoTコーディネータ派遣申請書」を提出するものとする。この場合、希望するIoTコーディネータを指定することができる。ただし、IoTコーディネータの指定がない場合には、機構が申請しようとする中小企業者等と協議の上、支援要望の内容に合致するIoTコーディネータを登録名簿の中から紹介するものとする。

- 2 機構は第1項の申請企業に対し、必要に応じて「決算書」2期分の提出を求めるも

のとする。ただし、機構が特に必要と認める場合は「決算書」3期分の提出を求めることができる。

(IoTコーディネータの派遣決定)

第7条 前条第1項の規定による申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした中小企業者等に対して現地を調査し、又は電話等によるヒアリングを実施することで当該中小企業者等の概況及び課題、支援を受けようとする内容等を聴取し、機構の審査を経て、IoTコーディネータの派遣を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、派遣を決定したときは、当該派遣の申請をした中小企業者等に対して「IoTコーディネータ派遣決定通知書」により通知するとともに、派遣を決定したIoTコーディネータ（以下「派遣IoTコーディネータ」という。）に「IoTコーディネータ派遣委嘱依頼書」により通知し、派遣IoTコーディネータからは「IoTコーディネータ派遣支援承諾書」を提出してもらうこととする。なお、派遣をしないことを決定したときは、当該派遣を申請した中小企業者等に「IoTコーディネータ不採択通知書」により通知するものとする。

3 前条第1項の規定により指定されたIoTコーディネータについて第4条第1項の登録がなされていない場合にあつては、当該IoTコーディネータに関し同項の登録、若しくは当該IoTコーディネータの詳細がわかる資料を機構に提出を行った後でなければ、第1項の派遣の決定を行うことができない。

(派遣に適さない中小企業者等及びIoTコーディネータ)

第8条 第6条第1項の規定による要請をした中小企業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による決定をすることができない。

- (1) 第3条の要件を満たさない場合
- (2) 派遣の要請が単にIoTコーディネータによる資料等の作成代行と認められる場合
- (3) 派遣の要請の日の属する年度の前年度において、当該派遣に係る診断及び助言と同一の診断及び助言を受けている場合。ただし、機構が当該診断及び助言を必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する者は、派遣IoTコーディネータとすることができない。ただし、(4)においては機構が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 派遣の要請をした支援対象企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 派遣の要請をした支援対象企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (3) 支援対象企業が、発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (4) 支援対象企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

(派遣回数)

第9条 一事業年度において、一の中小企業者等に対して派遣することができる回数は、5回を超えることができない。ただし、機構が5回を超える派遣による支援が必要と認めた場合は、この限りでない。

(IoTコーディネータとのマッチング)

第10条 第7条第1項の派遣の決定に当たっては、派遣予定のIoTコーディネータと派遣を申請する中小企業者等とを事前に引き合わせ、派遣予定のIoTコーディネータの支援方針等と派遣を申請する中小企業者等との派遣申請内容とのすり合わせ（以下「マッチング」という。）を行うことができる。このマッチングに要する経費については、第18条1項の規定は原則として適用しない。

(派遣の中止)

第11条 第7条第1項の規定により派遣の決定を受けた中小企業者等（以下「支援企業」という。）が、当該派遣の第2回目以降において当該派遣の中止を申請しようとするときは、あらかじめ「IoTコーディネータ派遣中止申請書」を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第1項の場合のほか、機構は、支援企業において天災その他やむを得ない特別の事情があり、派遣の継続が困難と認めるときは、当該派遣を中止することができる。

(派遣回数の変更)

第12条 支援企業が、第7条第1項の規定により決定された派遣回数の変更をしようとするときは、あらかじめ「IoTコーディネータ派遣変更申請書」を機構に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣IoTコーディネータの変更)

第13条 支援企業は、派遣IoTコーディネータの診断及び助言の内容が希望した診断及び助言の内容と合わないと判断したときは、機構と協議の上、派遣IoTコーディネータの変更をすることができる。ただし、派遣IoTコーディネータの変更は1回限りとする。

(報告書の提出)

第14条 派遣IoTコーディネータは、派遣の最終回を行った日の翌日から起算して10日以内に、「支援業務報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

2 支援企業は、派遣の最終回が行われた日の翌日から起算して10日以内に、「IoTコーディネータ派遣に関する報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

(派遣IoTコーディネータの義務)

第15条 派遣IoTコーディネータは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。IoTコーディネータとしての登録期間が経過した後も同様とする。

2 派遣IoTコーディネータは、機構の求めに応じ、支援の進捗等について報告するものとする。

- 3 派遣IoTコーディネータは、IoTコーディネータ派遣事業の実施に当たって、他の者への再委託等を行ってはならない。

(派遣IoTコーディネータへの謝金等の額)

第16条 派遣IoTコーディネータに対しては、謝金及び旅費を支払う。

- 2 謝金の額は、第7条第1項の規定により決定された派遣回数(第11条又は第12条の規定に基づき派遣回数に変更された場合にあっては、当該変更された派遣回数)について、その派遣1回につき43,200円(税込)とする。

- 3 旅費の額は、機構の旅費規程に準じる額とする。

(派遣IoTコーディネータへの謝金等の支払い)

第17条 機構は、派遣IoTコーディネータ及び支援企業から第14条の規定による報告書及び「支援料請求書」の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは派遣IoTコーディネータに対して謝金等を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、派遣の全回数が終了していない場合であっても、派遣IoTコーディネータによる支援が複数の月に渡る場合であって、派遣IoTコーディネータから申請があったときは、既に終了した回数分の謝金等を支払うことができる。この場合においては、派遣IoTコーディネータは、既に終了した回数分の「支援業務報告書」を作成し、機構に提出しなければならない。

(支援企業の負担)

第18条 派遣IoTコーディネータに係る謝金等は、全て機構の負担とする。

(効果の把握に対する調査協力)

第19条 支援企業は、機構が行う当該派遣支援中の立会い、また派遣支援途中、終了後に行うヒアリング等の調査に協力するものとする。

(免責)

第20条 機構は、IoTコーディネータ派遣事業の実施に関して派遣IoTコーディネータ又は支援企業に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

様式

第1号様式	IoTコーディネータ派遣申請書
第2号様式	IoTコーディネータ派遣決定通知書
第3号様式	IoTコーディネータ派遣委嘱依頼書
第4号様式	IoTコーディネータ派遣支援承諾書
第5号様式	IoTコーディネータ派遣不採択通知書
第6号様式	IoTコーディネータ派遣中止申請書
第7号様式	IoTコーディネータ派遣変更申請書
第8号様式	IoTコーディネータ派遣支援業務報告書
第9号様式	IoTコーディネータ派遣に関する報告書
第10号様式	IoTコーディネータ派遣支援料請求書
第11号の1様式	IoTコーディネータ登録申請書(個人用)

第11号の2様式 IoTコーディネータ登録申請書（法人用）
第12号様式 IoTコーディネータ登録誓約書
第13号様式 IoTコーディネータ登録抹消通知書
第14号様式 IoTコーディネータ登録不採択通知書

附則

この要領は、令和2年10月23日から適用する。